

◎「治安維持法」

・ちょうど 100 年前の 1925 (大正 15) 年 4 月、加藤高明政権 (護憲三派) が制定、公布した。1945 年 10 月 15 日に GHQ 指令で廃止。20 年間の検挙者数は延べ約 6 万 8000 人、外地を含めると 10 万人以上とされる。

① 全 7 条で、第 1 条は

「国体を変革し、又は私有財産制度を否認することを目的として結社を組織し、又は情を知りて、これに加入したる者は十年以下の懲役又は禁固に処す」

それまでの集会・結社・大衆運動の取り締まりは主に治安警察法 (1900 年制定) が適用されたが、同法は警察に未届けの「秘密結社」を処罰対象とし、最大 6 か月以上 1 年以下の軽禁固など刑罰は軽かった。

② 2 度の「改悪」

治安維持法は「結社」取締法としてスタートし、主な取り締まり対象は日本共産党 (1922 年結成)、共産青年同盟、日本労働組合全国協議会 (全協) など。しかし 2 度の改正を経て、広範な思想弾圧の拡大適用の道が開かれた。

《1928 年の改正》

緊急勅令による改正で、最高刑が「死刑」に引き上げられ、「目的遂行罪」(結社の目的遂行の為にする行為をした者は、二年以上の有期の懲役、又は禁固に処す) の導入で運用幅が拡大し、検挙者が急増した。同年、全国すべての府県に特別警察課 (特高) が整備された (1911 年警視庁、1912 年大阪が先行)

《1941 年の改正》

結社に至らない集団の活動も禁じ、予防拘禁制度 (釈放後も再犯の恐れありと判断されると強制収容) が導入された。

③ 制定の背景には

第一次大戦・ロシア革命後の共産主義・社会主義の流入を警戒した。欧米主要国は同様の法整備をすでに実施していた。

治安維持法の成立から 13 日後に「男子普通選挙法」が制定されており (有権者に小作農民や労働者が増加)、「アメとムチ」の抱き合わせだったとの見方が有力。他方護憲三派内閣が日ソ基本条約交渉をすすめていたことから、ソ連側の宣伝工作活発化を警戒したという見方もある。

(止)

	父親（1911～1985年）と治安維持法	内外情勢
1925年（T14）	・治安維持法公布（4月）、施行（5月）	※ロシア革命、米騒動
1927年（S2）	・大阪高校（大高）文甲入学	・日本共産党結成（22年）
1928年（S3）	・治安維持法改正、全国で特高発足	・京都学連事件（25年末～）
1929年（S5）		・3・15事件
1931年（S6）	・東京帝国大学経済学部入学	・4・16事件、世界恐慌
1932年（S7）		・満州事変（柳条湖事件）
1933年（S8）	・鳩山文相が京大・瀧川幸辰教授の罷免要求（いわゆる瀧川事件）	・五・一五事件
4月～	・三帝大学生「学問の自由」「大学の自治」を叫び抗議運動に立ち上がる	・長野教員赤化事件（2月）
6月初	・東大で出身高校別代表者会議（高代会議）発足、経済学部の大高代表に	・小林多喜二の虐殺（2月）
6月中旬	・京大組織との連絡役で京都へ	
6月17日	・安田講堂前衝突事件	
6月21日	・法文経連合学生大会（運動のハイライト、在京都で不参加）	
7月上旬	・少数学生が反省会。以後、夏休みで運動は急速にしばむ	
7月18日	・治安維持法で <u>1回目の検挙</u> （11月に処分保留で釈放）	
春？	・大高同窓生が「橄欖クラブ」結成（竹内好ら）	
1934年（S9）	・日本共産党、東大共青細胞組織は事実上壊滅	
2月	・ <u>2回目の検挙</u> （読書会の帰途、東大前電停で。約1カ月で釈放）	1934年文部省に思想局設置
1935年（S10）	・1年遅れで卒業。内国貯金銀行就職	1935年大本教弾圧事件
12月	・結婚（新郎側主賓は大内兵衛教授）	1936年2・26事件
1941年（S16）	・治安維持法第2次改正	1937年7月盧溝橋事件（日中全面戦争～）
1943年（S18）	・他の事件に連座し <u>3回目の検挙</u> （44年7月、「該当事案なし」で不起訴釈放。銀行の職を失う）	1938年国家総動員法
9月		1941年太平洋戦争始まる
1945年10月	・GHQ指令で治安維持法廃止	1945年8月15日敗戦